

チェックリスト(必要書類等一覧)

欄にチェックをいれて、提出してください。

【交付申請時】

審査用 申請者
チェック欄

チェックリスト(この書類)

エコライフ住宅推進事業助成金交付申請書(第1号様式)
・「消費税(および地方消費税)」は当事業の助成対象となりません。

申請者の住民票(世帯全員、続柄の記載のあるもの)
・市民課窓口(市役所4号館1階市民課)又は各出張所でお取りできます。
※申請には本人確認書類が必要です。

申請者の「滞納のないことの証明書」
・課税課窓口(市役所4号館2階課税課諸税係)又は各出張所でお取りできます。
※申請には本人確認書類が必要です。
※「**納税証明書**」の標記で発行されますのでご注意ください。
「市税について滞納はありません。」と記載があれば申請に使用できます。

最新の「固定資産税・都市計画税課税資産明細」(コピー)
・紛失した場合は、「名寄帳兼課税台帳」(市役所課税課諸税係(4号館2階)または各出張所で発行しています)のコピーを提出してください。※申請には本人確認書類が必要です。
・建物を購入した直後などで、固定資産税が賦課されていない場合は、権利証のコピーまたは登記事項証明書・謄本(建物)のコピーを添付してください。

工事の見積書(コピー)
・見積書に、施工業者の印があることを確認してください。
・「消費税(および地方消費税)」は当事業の助成対象となりません。
・見積額が「税込」か「税抜」かを明示してください。
・対象外工事や本市の他の助成等を受ける工事を含む場合は、その旨明記してください。
・交付決定後に交付決定額の増額変更はできません(減額・工事箇所変更等は可能です)。
・「木材使用リフォーム」の内容が含まれる工事がある場合は、使用数量や内訳が分かるよう明記してください。

工事前の現場写真
・複数の箇所を工事する場合は、それぞれの工事箇所を撮影してください。
・屋根や壁の塗り替えなど、工事前後の違いが写真でわかりにくいものは、工事完了後に、作業中の写真を添付してください。
・台紙が足りない場合は、コピーして使用してください。
・屋根のリフォームなど、施工前写真を自分で撮ることができない場合は、着工の直前に業者に撮影してもらい、工事完了後に施工後写真と一緒に提出しても構いません。

カタログや性能がわかるもの(写しやコピーでも可)
・節水型トイレや高断熱浴槽、遮熱性塗料など規格条件があるものは、条件に適合していることがわかるもの。

木材使用リフォーム施工内容内訳書 ※木材使用リフォームを行う場合のみ
・木材使用リフォームを行う場合、施行箇所や使用数量の内訳を記載してご提出ください。

山口県産木材使用証明書兼誓約書
※木材使用リフォームにおいて、山口県産木材の使用割合が70%を超える場合のみ
・木材の製材所や卸先から、使用木材が県産木材である証明をご提出ください。

申請者と建物所有者が異なる場合に必要なもの

建物所有者の「滞納のないことの証明書」
・取得場所:市役所4号館2階課税課 ※申請には本人確認書類が必要です。

申請者と建物所有者の続柄を証明する書類(戸籍謄本のコピー)
※住民票などで、続柄がわかる場合は不要です。

【その他】

工事内容等に変更があった場合は、エコライフ住宅推進事業計画変更・廃止届(第3号様式)を防府商工会議所に提出する必要があります。

必ず、事前に防府商工会議所にご相談ください。